

葛城市観光プロモーション動画作成
及びプロモーション業務委託
仕様書

令和6年5月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

葛城市観光プロモーション動画作成及びプロモーション業務委託仕様書

1. 事業名称

葛城市観光プロモーション動画作成及びプロモーション業務委託

2. 事業場所

葛城市内

3. 事業目的

葛城市では2025年の万博開催に備えてインバウンド旅行客をはじめとした誘客の促進に取り組んでおり、令和5年度においてデジタルサイネージの設置や多言語ホームページの製作をしたところである。今後さらなるインバウンド旅行客の誘致に向けて映像コンテンツを作成し、これら既存のプラットフォームを活用して情報発信を行うとともに、新たにSNSプロモーションを実施しようとするところである。

観光プロモーション動画作成及びプロモーション業務について、企画力や実行力のある事業者へ委託して実施することにより、効果的な誘客を図るため、公募型プロポーザルを実施する。

4. 事業期間

契約日から令和7年1月31日(金)まで

- 1) 作業日及び作業手順については本市と協議し、了承の上実施すること。
- 2) 受注者が、不可抗力又は受託業者の責めに帰すことのできない事由により、事業期間の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本市と受注者が協議して決定するものとする。

5. 業務概要

(1)観光プロモーション動画作成

- ①動画作成のための打合せ、撮影、編集業務
- ②その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(2)プロモーション業務

- ①プロモーション業務のための打合せ
- ②関係機関との協議・調整及び必要な手続き業務
- ③その他本業務を実施する上で必要な関連業務

6. 観光プロモーション動画作成の提案の概要

- 1) 観光プロモーション動画作成はインバウンド旅行客の増加を目的とすること。
- 2) 動画は5分程度、1分程度、15秒程度でそれぞれ作成すること。
- 3) 動画は日本語、英語、フランス語の3言語でそれぞれ作成すること。
- 4) 動画については、それぞれ字幕あり・なしの2種類を作成すること。
- 5) 動画の使用用途については、YouTubeなどの動画配信サイトへの掲載、SNSでの公告掲載、デジタルサイネージでの上映等を想定すること。
- 6) 納品については5)に対応するデータ形式と、成果品を保存したブルーレイディスク及びDVDで行うこととし、それぞれ複製が可能な状態とすること。
- 7) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- 8) 本件に使用する映像、音源等第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- 9) 本件受託において作成した成果品の内容の著作権は発注者に譲渡するものとする。

7. プロモーション業務の提案の概要

- 1) WEBプロモーションについては日本語、英語、フランス語の3言語でそれぞれ行うこと。
- 2) SNSプロモーションについては複数のSNSを活用すること。
- 3) プロモーションを実施した後に、次年度以降のプロモーション方法についての検討を行うこと。
- 4) PV（ページビュー）数、PV属性に関する分析を行うこと。
- 5) 葛城市の公式サイト等への連携を行うこと。

8. 各種申請等業務

- 1) 業務に伴う各種申請の手続きについて、事業スケジュールに支障がないよう適切な時期に実施すること。
- 2) 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な事業を実施すること。

9. 権利関係

- ①製作者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- ②製作者は業務により制作した成果品にかかる一切の著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）を葛城市へ譲渡するとともに、葛城市及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- ③本業務の中で使用する技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。

- ④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者で協議のうえ、処理するものとする。